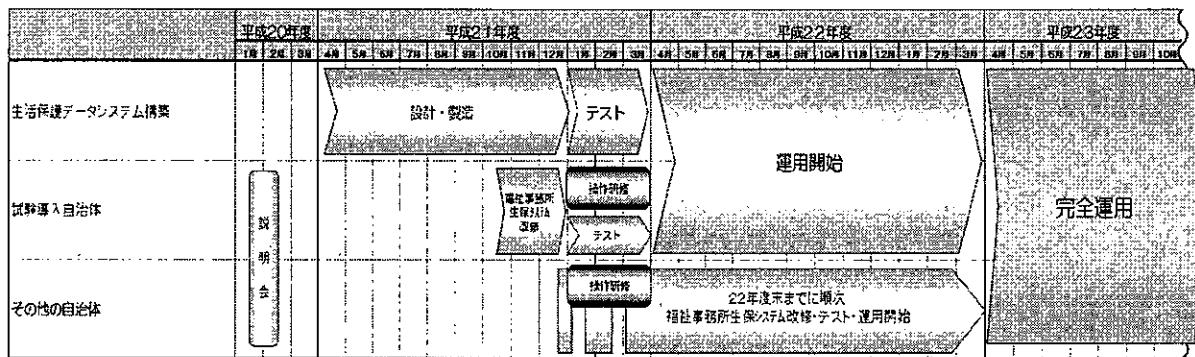


生活保護業務データシステム運用までのスケジュール



② 医療レセプトの電子化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）において、医療機関及び薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領については、遅くとも2011年度（平成23年度）当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならないものとされた。

これに伴い、各都道府県・指定都市・中核市本庁及び福祉事務所においても、平成22年度末までに、専用パソコンの設置、専用回線の開設など電子レセプトのオンライン受領に対応するための準備が求められているところである。

当省においては、平成21年度に医療扶助レセプトの画像化等を行うソフトウェアを開発し、各福祉事務所等に配布することを予定しており、平成21年度予算案において所要の予算額を確保したところである。

当該ソフトウェアの具体的な内容や今後の導入スケジュールの詳細については、別途連絡する予定としているので了知願いたい。

（ウ）新任査察指導員基礎研修会の実施について

福祉事務所において現業員を指導する立場である査察指導員については2割以上が現業員経験がなく、さらに、現業員が3人以下の福祉事務所については、査察指導員の約4割が現業員経験がない者となっている。

このような状況等を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、下記のとおり新任の査察指導員に対する基礎的な研修を実施する予定である。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関

係職員の派遣等について、ご協力願いたい。

特に、管内の小規模な福祉事務所の査察指導員の参加について、よろしくお取り計らい願いたい。

○ 新任査察指導員基礎研修会

- ・対象者：新任の査察指導員（特にCW未経験者）
 - ・開催時期：平成21年5月11日～15日（予定）
 - ・開催日数：5日
 - ・開催場所：首都圏
 - ・研修内容：生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本
- ※ 従来、国立保健医療科学院で実施していた新任査察指導員研修会は、自立支援の研修へ振り替え予定

シ 法执行事務監査について

（ア）平成21年度の法执行事務監査の実施について

① 都道府県・指定都市が実施する法执行事務監査

都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）が実施する指導監査において、

- ・例年、同じような事項が指摘される福祉事務所
- ・例年、多数の事項が指摘される福祉事務所
- ・指摘率の改善が進まない福祉事務所

が、見られるところである。

これらの要因として、「生活保護法执行事務監査実施要綱」において十分に検討することとしている、「保護の決定手続及び方法並びに被保護者の自立助長等個別の援助の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件」となる事項について検討がされていないか、または不十分であるため、ケース検討結果のみをもって、福祉事務所に対する指導が行われていることが考えられる。

法执行事務監査においては、ケース検討結果と併せて、査察指導の状況等についてのヒアリング及び台帳等による実施状況の確認結果等により、福祉事務所が抱える問題点を把握・分析することが重要である。

福祉事務所に対しては、その把握・分析した結果を踏まえ、必要

な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助されたい。

については、各自治体における指導監査の実施方法等を点検し、必要な見直しを行い、その充実を図られたい。

(参考) 生活保護法施行事務監査の実施について

(平成12年10月25日社援第2393号)

(別添)

生活保護法施行事務監査実施要綱（抜粋）

3 監査の類型及び実施方式

監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

(1) 一般監査

イ 一般監査においては、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別の援助の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行うものとするが、これらの取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件となる次

に掲げる事項についても十分な検討を行うこと。

- (ア) 組織機構と職員の配置状況
- (イ) 業務の進行管理等査察指導の状況
- (ウ) 保護の決定等事務処理の状況
- (エ) 訪問調査活動の状況
- (オ) 町村並びに民生委員等との連携の状況
- (カ) 指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況
- (キ) その他必要な事項

② 当省が実施する法行事務監査

平成21年度については、次の3類型に分類し実施することとしているので、了知願いたい。

【重 点】日程を前後期に分け、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対して実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

それぞれの類型の対象都道府県・指定都市については、後日、選定の上、連絡することとしている。

また、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査を実施することとしている。

(イ) 都道府県・指定都市の生活保護指導職員リーダー研修の実施について

各自治体において中核的役割を果たす指導職員を対象に、下記のとおりリーダー研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

○ 都道府県・指定都市の生活保護指導職員リーダー研修

・対 象 者：都道府県・指定都市の生活保護指導職員

(中核的役割を果たす職員)

・開催時期：平成21年5月25日～29日（予定）

・開催日数：5日

・開催場所：首都圏

・研修内容：生活保護の指導監査の手法及び指導方法

※ 従来、国立保健医療科学院で実施している都道府県・市指導監督職員研修は、新任者の研修として存続予定

定促進、民生委員・児童委員活動の推進などに取り組んできているところであるが、平成21年度は、さらに、次の3つの視点から地域福祉を推進していくことが必要であると考えている。

(3つの視点)

- 地域福祉を推進するための安定的な財源を確保すること。
- 地域福祉を担う人材を確保すること。
- 地域福祉に関する市町村の取組みを推進すること。

平成21年度においては、上記の視点に立ち、市町村と国とが協働して実践、検証等を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目指す取組として、次の事業を実施することとしている。

(1) 安心生活創造事業(新規)について

本事業は、住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていく体制を整備するためのモデル事業として創設。

本事業の実施にあたっては、地域バランスや人口規模等を考慮した「定点市町村」(全国50カ所程度予定)を選定し、一定期間モデル的に実施し、その効果検証をしていきたいと考えている。

具体的な取組内容等については、成案を得次第早急にお示ししたいと考えているので、その際には管内市町村への広報や定点市町村の選定についてなど、ご協力をお願いしたい。

安心生活創造事業について（新規）

1 内容

国と市町村（定点市町村）が協働し、以下の取組を実施

(ア) 一人暮らし訪問調査等による対象者の把握

全戸訪問調査やマップ作り等地域の実情にあった様々な手法により、一人生活等をサポートする取組の対象者等を把握

(イ) 一人生活等をサポートする取組

- ・ 地域の高齢者等を定期的に訪問し見守り活動を実施

第3 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉の推進等について

（今後の地域福祉の推進について）

これまで公的な福祉サービスは高齢者や障害者といった分野別に発展してきたが、地域の多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、公的サービスと併せて、住民相互が地域で支え合う仕組みを再構築する必要がある。そのため、昨年度は厚生労働省社会・援護局に「これから地域福祉のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という）を設置し、昨年3月末に報告書が取りまとめられたところである。

報告書では、住民と行政が協働して、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るうえで、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められており、その際、行政（とりわけ市町村）が地域福祉活動を継続することができるよう、活動の基盤を整備する等の環境整備をすること、縦割りの制度を横につなぐための取組を行うこと等の必要性が指摘されている。

特に、以下が基本となる条件であり、国や自治体はそのための支援を行うことが必要であると指摘されている。

- ・地域の生活課題発見の方策があること
- ・市町村の中に適切な圈域が設定され、そこに情報共有の仕組みと住民がいつでも使える常設の拠点があること
- ・住民の活動を支援するコーディネーターがいること
- ・資金が確保されていること

（平成21年度予算（案）について）

厚生労働省としては、こうした指摘に関して、これまで地域社会における今日的課題の解決を図るために先駆的・試行的事業等に対する支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」、住民相互の活動を調整するコーディネーターの配置や地域福祉活動の拠点づくり等地域福祉活動の活性化を支援する「地域福祉活性化事業」などの実施、災害時における要援護者支援に係る通知の発出を通じた地域福祉計画の策

- ・ 生活課題を抱えた者の発見や見守り活動を行うために必要な訪問員や、全体の調整を行うサポート主任を配置。
- ・ 訪問時には、身体変化・生活変化の察知、安否確認、生活上のアドバイスを行うとともに、ちょっとしたことへの手助けを実施。

(ウ) その他

困難なケース等を総合的に受け止めるための体制整備や、関係者間のネットワーク会議を開催し、困難ケースの対応方策の検討や情報共有等を実施。

2 実施主体 市町村

3 補助率 定額補助

※ その他

市町村と国が協働して地域福祉を推進していくため、今後、地域バランスや人口規模等を考慮した定点市町村を設置する予定。

(2) 地域福祉等推進特別支援事業の整理統合について

「地域福祉等推進特別支援事業」は、地域社会における今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等に対する支援を行うことを目的とし、平成19年度に創設した事業である。また、平成20年度には、身近な地域における福祉の活性化を図るための「地域福祉活性化事業」、生活不安定者に対する自立支援体制を整備する「自立生活サポート事業」を創設したところである。

これらの事業は、事業内容は異なるものの、地域福祉の推進について各地域の実情を踏まえた取組を支援していくという点においては共通していることから、地域福祉に関する事業を整理し、下記のとおり平成21年度より地域福祉等推進特別支援事業に統合することとしたところである。

なお、それぞれの事業の基本的な趣旨や、補助率、対象経費等について、基本的には従来お示ししたものと変更はないので、引き続き積極的な活用を図っていただきたい。

【参考：地域福祉推進関係施策の整理統合案について】

現 行

平成21年度

①「地域福祉等推進特別支援事業」(H19' ~)

(実施主体)

- ・都道府県・指定都市・市区町村
- ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体
(補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2

②「地域福祉活性化事業」(H20' ~)

(実施主体) 市区町村

(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4

③「自立生活サポート事業」(H20' ~)

(実施主体) 市区町村

(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4

○「地域福祉等推進特別支援事業」

(1) 地域の課題解決のための先駆的・試行的取組

(実施主体)

- ・都道府県・指定都市・市区町村
- ・都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体
(補助率) 国1/2、県(指定都市、市区町村) 1/2

(2) 地域の福祉活動の活性化や生活不安定者を支援するための取組

(実施主体) 市区町村

(補助率) 国1/2、県1/4、市区町村1/4

(3) 日常生活自立支援事業（拡充）について

今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、また精神障害者や知的障害者については、地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の重要性は、ますます高まっている。

また、本事業の重要性とともに住民に身近な市町村レベルで提供するための体制整備の必要性については、前述の「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」や厚生労働大臣の指示のもと設置された「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）においても指摘されているところである。

こうしたことから、本事業の実施にあたり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成19年度から計画的に日常生活自立支援事業の相談窓口である基幹的・社会福祉協議会等の増設を図ってきたところであるが、平成21年度予算案においても、引き続き所要の財源の確保を行ったところである。

都道府県・指定都市におかれても、本事業の重要性を考慮いただき、基幹的・社会福祉協議会の増設を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置等についてご配慮願いたい。

(民生委員・児童委員活動について)

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者等の孤立死の問題や消費者被害の問題など、地域における生活課題はますます複雑多様化しており、住民の立場に立った身近な支援活動を行う民生委員・児童委員の役割はますます重要なところである。

こうした中、民生委員・児童委員の担い手の確保が課題となっており、一昨年より地方分権改革推進委員会においても、身近な地域において適任者を選べるようにすべきことや、地域福祉活動に支障が生じることのないような手続きにすべきとの議論がなされ、昨年5月には地方分権改革推進委員会からの第一次勧告の中で「民生委員の委嘱手続を簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」との指摘を受けたところである。

そのため、厚生労働省においては、具体的な委嘱手続の簡略化方策を検討するため、これまで自治体からのヒアリング等による意見聴取を実施してきたところであり、その結果を踏まえ、年度内に結論を得るべく現在検討中である。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努めていただきたい。

また、民生委員・児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの国民に、民生委員・児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えております、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しなど、民生委員・児童委員制度の広報の方策についても検討しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、引き続き、民生委員・児童委員の方々の活動しやすい体制づくりにご尽力いただくとともに、管内市町村に対しても、必要な助言等をお願いしたい。



2 生活福祉資金貸付制度について

(1) 制度の積極的な活用促進について

生活福祉資金貸付制度は昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり、時代のニーズに合わせて改善を重ね現在に至ったところであるが、近年の貸付決定件数を見ると横ばい又は減少傾向にあり、全国の平成19年度の貸付件数は平成18年度とほぼ同数の約1万1千件である。また、都道府県別の貸付件数を見ると、人口規模等を考慮する必要があるが、最多の都道府県で1,743件、最少の都道府県で5件であり、各都道府県社会福祉協議会の取組にばらつきが見られる。

一方、昨年の世界的な金融危機に端を発して、我が国でも、失業者、低所得者が急増することが見込まれており、これらの者の生活を支援する対策として、低所得者等に対するセーフティネットの重要な施策である本貸付事業のさらなる活用の促進が求められている。また、関係閣僚からなる多重債務者対策本部において平成19年4月に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」でも、消費者向けセーフティネット貸付の一つとして、本貸付事業の活用の促進が盛り込まれるなど、本貸付事業に対する期待は非常に大きくなっている。

本貸付事業が求められる期待に応えていくため、各都道府県におかれても、社会福祉協議会に対する償還指導のみに着目することなく、本制度の趣旨及び昨今の資金需要を十分に理解し、その機能・役割が十分果たされるよう、地域の低所得世帯や高齢者、障害者世帯のニーズを把握するとともに制度の積極的な広報を通じた周知徹底及び貸付手続きの迅速化を図るよう指導願いたい。

(2) 制度の体制強化等について

借受世帯及び借受を希望する世帯に対しては、資金の貸付けのみではなく、民生委員による相談・支援や社会福祉協議会による貸付決定から償還までの継続的な支援が本制度の目的を達するうえで極めて重要である。

このため、丁寧な相談援助を行うために必要な都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な経費について所要の財政

措置に特段のご配慮を願いたい。

特に適切な貸付決定及び償還の確保を図るためには、入口の相談支援、貸付の必要性の判断、家計診断、貸付後の償還指導、必要に応じて生活課題を解決するための支援、関係機関との調整等を一体的に行うことが重要であり、平成21年度より、こうした役割を一体的に行う相談員を、窓口となる市区町村社会福祉協議会に配置する取組に対して支援を行うこととしているので、積極的に活用いただきたい。

3 ホームレス対策について（地域福祉課）

（1）平成21年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』及び同法に基づく『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成20年7月にはこれまでの施策の効果等を踏まえ、基本方針の見直しを実施したところであり、平成21年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図られたい。

なお、現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を踏まえると、今後、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者が増加することも考えられることから、各自治体におけるホームレス数等について常に状況把握できるよう努められたい。また、ホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

（2）ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業（自立支援センター事業）については、必要な土地の確保が困難であること、ホームレス数が少ないと等の理由により新たな施設の設置が困難である場合等に既存の公共施設や民間賃貸住宅等を活用した自立支援センターの設置を可能としたところであるので、地域の実情を踏まえ、積極的な事業の実施を検討されたい。

（3）ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成21年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力を願いしたい。

なお、平成15年調査と平成20年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：40%減、未実施自治体：15%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

（参考）これまでのホームレス対策について

- | | |
|----------|--|
| 平成14年8月 | 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行 |
| 平成15年3月 | 「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表
・全国のホームレス数 <u>581市区町村で25,296人</u> |
| 平成15年7月 | 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示 |
| 平成19年4月 | 「ホームレスの実態に関する全国調査」結果の公表
・全国のホームレス数 <u>552市区町村で18,564人</u> |
| 平成19年11月 | 全国調査（生活実態調査）の分析結果を公表 |
| 平成20年1月 | ホームレスの概数調査の実施
・全国のホームレス数 <u>503市区町村で16,018人</u> |
| 平成20年7月 | 新基本方針の告示 |
| 平成21年1月 | ホームレスの概数調査の実施 |